# (別記様式第1号)

計画作成年度	令和 2 年度
計画主体	新見市

# 新見市鳥獸被害防止計画

## <連絡先>

担 当 部 署 名 新見市 産業部 農林課 耕地係所 在 地 新見市新見310番地3 電 話 番 号 0867-72-6135 F A X 番 号 0867-72-6181

# 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、ヌートリア、タヌキ、ノウサギ、アナグマ、ハクビシン、アライグマ、ハシボ ソガラス、ハシブトガラス、カワウ、キジバト、ゴイサギ 、ダイサギ、コサギ、アオサギ
計画期間	令和 2 年度~令和 4 年度
対象地域	岡山県新見市

# 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

## (1)被害の現状(令和元年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
イノシシ	水稲、野菜	365.8万円/10.88ha	
1///	筍、栗	0万円/0ha	
ニホンザル	果樹、野菜	288.4万円/2.58ha	
=/\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	椎茸、栗	5万円/0.1ha	
ニホンジカ	苗木の食害	17 <b>万円</b> /1.82ha	
ヌートリア	水稲、野菜	57.1万円/2.02ha	
その他獣種	野菜	22万円/1.34ha	
/ <b>44</b> +*	野菜	8.6万円/0.45ha	
ノウサギ	若木食害(檜等)	49万円/2.94ha	
カラス類	水稲、野菜、果樹、豆類	231.2万円/3.16ha	
カワウ、サギ類	放流魚、ドジョウの食害	120万円	
カプラ、サイ規	水稲	16.8万円/0.78ha	
キジバト	豆類	2.4万円/0.39ha	
計		1,183.3万円/26.46ha	

## (2)被害の傾向

被害全体では、主にイノシシ、ニホンザルによる割合が高くなっている。

#### イノシシ

被害防止対策の普及や捕獲の促進により、減少傾向にあるが、依然として多くの被害を受けている。また、秋から春にかけては、エサを求めて田畑の畦畔、市道法面等掘り起こし等の被害が発生している。

#### ・ニホンザル

山間部のみならず、市街地周辺にも出没し、野菜等に被害を及ぼしている。特に7月~9月に、草間、豊永、法曽地域で果樹(もも、ピオーネ)への食害が多く発生している。

#### ・ニホンジカ

平成27年度までは被害もなく目撃等もなかったが、近年、目撃や被害報告を受けている。大佐支局管内及び千屋地域で被害が多く発生している。被害内容としては、スギやヒノキへの皮剥や苗木の食害である。

#### ・その他獣種

市内全域に生息しており、農作物の食害や、家屋の侵入等の被害が発生している。

## - その他鳥類

市内全域に生息しており、カラス類については果樹(もも、ピオーネ)などの食害が発生している。また、サギ類やカワウについては、高梁川流域に生息するアユの食害が発生している。

# (3)被害の軽減目標

指標 (被害金額)	現状値(令和元年度)	目標値(令和4年度)
イノシシ	365.8万円	335.1万円
ニホンザル	293.4万円	284.8万円
ニホンジカ	17万円	16.5万円
ヌートリア	57.1 <b>万円</b>	55.4万円
ノウサギ	57.6万円	55.9万円
その他獣種	22万円	21.3万円
カラス	231.2万円	224.4万円
カワウ、サギ	136.8万円	132.8万円
キジバト	2.4万円	2.3万円
合計	1,183.3万円	1,128.5万円

指標(被害面積)	現状値(令和元年度)	目標値(令和4年度)
イノシシ	10.88ha	10.56ha
ニホンザル	2.68ha	2.60ha
ニホンジカ	1.82ha	1.76ha
ヌートリア	2.02ha	1.96ha
ノウサギ	3.39ha	3.29ha
その他獣種	1.34ha	1.30ha
カラス	3.16ha	3.06ha
カワウ、サギ	0.78ha	0.75ha
キジバト	0.39ha	0.37ha
合計	26.46ha	25.65ha

## (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
	猟友会構成員で組織されている	高齢化による有害鳥獣駆除班員の減少
	有害鳥獣駆除班が各班のエリアご	に伴い、担い手の確保が必要になっている
	とにワナ、捕獲柵、銃器により個	0
捕獲等	体数調整を行っている。各駆除班	
に関す	の活動に対し、市から捕獲奨励金	
る取組	を交付している。サル用大型捕獲	
Q 4X 1/11	柵を設置することにより、多頭捕	
	獲の難しいニホンザルを容易に捕	
	獲できるようになった。	
	防護柵については、広域的設置	防護柵の効果的設置及び広域的設置を
防護柵	を目標とし、設置労力の軽減、景	指導しているが、過疎地域では荒廃地が多
の設置	観への配慮からトタン柵から電気	く存在し設置困難な場所があり、苦慮して
等に関	柵へと移行している。設置が困難	いる。また、市街地での被害も深刻化して
する取	な場所については、ワイヤーメッ	おり小規模な防護柵の設置も必要になっ
組	シュ柵を設置し、被害防止を行っ	ている。
小口	ている。	

#### (5) 今後の取組方針

地域の実情や要望に応じた、広域で効果的な防護柵の設置を行う。また、効果的な 設置方法等も新見市鳥獣被害対策実施隊を中心に啓発していく。

ピオーネ等果樹への被害については、生産者団体及びJAを中心に被害状況の把握 を行い、地域単位での被害対策実施を検討し、実施する。

また、年々増加する有害鳥獣の個体数を管理していくため、実施隊員への支援、捕獲柵の設置、目撃・被害報告への迅速な対応、各地区へのサル用大型捕獲柵導入を重点的に実施する。

更に、ニホンザルの追い払いとして効果がある動物駆逐用煙火 (3連発花火) を煙 火消費保安手帳所持者へ支給し、自主防衛の対策を実施する。

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1)対象鳥獣の捕獲体制

#### 新見市有害鳥獣駆除班

これまでの実績と経験を踏まえ、被害発生場所の地形等に詳しい、地元有害鳥獣駆除班を中心に捕獲体制を整え、発生場所の確認や、状況調査を行い的確な対応を行う。

· 新見市鳥獣被害対策実施隊

市が依頼する駆除活動を中心に、地域での有害鳥獣個体数調整や被害防止に関する普及・啓発を行う。

# (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度	イノシシ、ニホンザル、 ニホンジカ、ヌートリア、タマキ、ノウザシンボンジャングマ、カーギン・ ライグマ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カウ、キジバト、コサギ、アオサギ	<ul> <li>・有害鳥獣駆除班活動助成事業</li> <li>・有害鳥獣駆除班員ハンター保険助成事業</li> <li>・有害鳥獣捕獲奨励事業補</li> <li>・有害獣捕獲強化対策事業(単県)</li> <li>・狩猟免許取得経費補助事業</li> <li>・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業(国庫)</li> </ul>
令和3年度	イノシシ、ニホンザル、 ニホンジカ、ヌートリア 、タヌキ、ノウサギ、ア ナグマ、ハクビシン、ア ライグマ、ハシボソガラ ス、ハシブトガラス、カ ワウ、キジバト、コサギ、 デオサギ	<ul> <li>・有害鳥獣駆除班活動助成事業</li> <li>・有害鳥獣駆除班員ハンター保険助成事業</li> <li>・有害鳥獣捕獲奨励事業補</li> <li>・有害獣捕獲強化対策事業(単県)</li> <li>・狩猟免許取得経費補助事業</li> <li>・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業(国庫)</li> </ul>
令和4年度	イノシシ、二ホンザル、 ニホンジカ、ヌートリア 、タヌキ、ノウサギ、ア ナグマ、ハクビシン、ブ ライグマ、ハシボソガラ ス、ハシブトガラス、カ ワウ、キジバト、ゴイギ アオサギ	<ul> <li>・有害鳥獣駆除班活動助成事業</li> <li>・有害鳥獣駆除班員ハンター保険助成事業</li> <li>・有害鳥獣捕獲奨励事業補</li> <li>・有害獣捕獲強化対策事業(単県)</li> <li>・狩猟免許取得経費補助事業</li> <li>・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業(国庫)</li> </ul>

## (3)対象鳥獣の捕獲計画

## 捕獲計画数等の設定の考え方

近年では、平成23年度をピークに鳥獣害による被害金額、被害面積は減少傾向に あるが、被害金額、被害面積共に高止まりで推移している。

このため、有害鳥獣駆除班および新見市鳥獣被害対策実施隊が広域的な駆除を行うことにより農作物への被害軽減を図ることを目的に、過去の実績を基に3年間の捕獲計画数を決定し個体の調整を行うこととする。

(単位:頭・羽)

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ	3000	3500	3500
ニホンザル	2 3 0	260	260
ニホンジカ	8 0	8 0	8 0
ヌートリア	350	3 5 0	3 5 0
タヌキ	100	1 2 0	1 2 0
ノウサギ	3 0	3 0	3 0
アナグマ	160	200	200
ハクビシン	3 0	3 0	3 0
アライグマ	3 0	3 0	3 0
カラス類	150	150	150
カワウ	9 0	9 0	9 0
キジバト	7 0	7 0	7 0
サギ類	9 0	9 0	9 0

## 捕獲等の取組内容

被害が発生した場合、発生場所を管轄する新見市鳥獣被害対策実施隊員に連絡を取り、すみやかに地域の実情、地理的条件に合った対応を行う。

特に非狩猟期である3月中旬から11月中旬までの期間は、県事業の有害鳥獣捕獲 強化対策事業に取り組み、効果的なイノシシの個体数調整を行う。

また、新見市鳥獣被害防止対策協議会と連携し、鳥獣被害防止緊急捕獲等活動支援 事業に取組み、駆除従事者の活動経費を支援する。

## ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

大型獣類の捕獲において、散弾銃では困難な場合、射程距離の長いライフル銃を使用した効率的な捕獲を行う。ただし、適切な場所(バックヤード等がある)での使用とする。

## (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

#### 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

#### (1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ ニホンザル ニホンジカ	電気柵 12,000m 金網柵 10,000m	電気柵 12,000m 金網柵 10,000m	電気柵 12,000m 金網柵 10,000m
カラス類	防鳥ネット 10, 000m	防鳥ネット 10, 000m	防鳥ネット 10, 000m

# (2) その他被害防止に関する取組

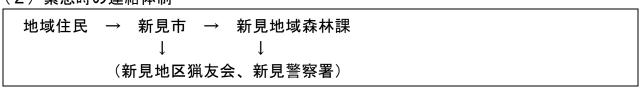
年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ	新見市鳥獣被害対策実施隊が、必要に応じて効果的 な防護柵の設置や追い払い等についての説明を現地 で行う。
令和3年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ	新見市鳥獣被害対策実施隊が、必要に応じて効果的 な防護柵の設置や追い払い等についての説明を現地 で行う。
令和4年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ	新見市鳥獣被害対策実施隊が、必要に応じて効果的 な防護柵の設置や追い払い等についての説明を現地 で行う。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

## (1)関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
備中県民局新見地域森林課	新見市との連絡調整、対策助言
新見市産業部農林課	住民並びに新見警察署及び猟友会への出没情報の周 知・周辺への立ち入り制限
鳥獣被害対策実施隊	有害捕獲の実施
新見警察署生活安全課	周囲への立ち入り制限 追い払い・捕獲時の安全支援
猟友会	追い払い・捕獲時の安全支援

# (2) 緊急時の連絡体制



## 6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

## (1)協議会に関する事項

協議会名	新見市鳥獸被害防止対策協議会
------	----------------

構成機関の名称	役割
岡山県新見地区猟友会	有害鳥獣捕獲の実施を行う。
新見市産業部	鳥獣に関する情報提供並びに協議会の事務、連絡調 整を行う。
晴れの国岡山農業協同組合	鳥獣被害の情報収集、鳥獣に関する情報提供、並びに農家への指導を行う。
備中県民局農林水産事業部 新見地域森林課	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報 提供、その他必要な援助を行う。
備中県民局農林水産事業部 新見農業普及指導センター	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報 提供、その他必要な援助を行う。
地元生産者	農業被害の情報収集、並びに被害防除活動の実施。

## (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
ワイ・ツーケイ ナカニシ	オブサーバーとして協議会へ参加し、先進的防除システム等に対する情報提供を行う。

## (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

新見地区猟友会員の中から、特に有害駆除に関する意欲と理解があると認められるとして、各小班長に推薦された者による新見市鳥獣被害防止対策実施隊を組織(市長が任命)し、捕獲、防護柵、緩衝帯の整備等の普及啓発を行い、農作物への被害防止について取り組んでいる。

## (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

新見市産業部農林課を中心に活動を行うこととし、計画の見直しを行いながら、新 見市有害鳥獣駆除班、JA、農業者団体にも啓発活動等に参加してもらう。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、処理施設等での焼却及び埋却処理を行う。また、イノシシについては、食肉用として利用する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

民間でジビエ利用に取り組む個人・法人があり、衛生面や廃棄等に関する法令を遵守することとする。

9. ICT技術等の先進的技術の導入に関する事項

ICT技術などの先進的技術を積極的に導入し、より効率的に駆除・防除を行う。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし